

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 12 条第 1 項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、峰たつろう後援会から平成 30 年 3 月 23 日に訂正の報告があったので、平成 29 年 11 月 30 日付け佐賀県公報で公表した政治団体の収支に関する報告書の要旨（平成 28 年分）の一部を次のとおり訂正する。

平成 30 年 5 月 11 日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

総括表の峰たつろう後援会の項中「2,347,913」を「2,596,313」に、「1,387,040」を「1,635,440」に、「1,602,052」を「1,850,452」に改める。

1. 寄附の内訳の表の峰たつろう後援会の項中「2,347,913」を「2,596,313」に改める。